

小松島市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第3項の規定により、知的障害者及び障害児（以下「知的障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、知的障害者等の家族の就労支援若しくは知的障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業（以下「本事業」という。）を小松島市が実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と小松島市が認めた知的障害者等とする。

(事業内容)

第3条 日中、短期入所事業所等において、知的障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他小松島市が認めた支援を行うものとする。

2 知的障害者等は、本事業によるサービスの提供を受けている時間は、居宅介護その他の障害福祉サービスを利用することができないものとする。

(申請)

第4条 本事業を利用しようとする知的障害者等若しくはその保護者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援事業（支給・支給変更）申請書（様式第1号）により小松島市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、申請内容等を審査し、支給が適当と認めるときは、地域生活支援事業支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、支給が不適当と認めるときは、地域生活支援事業却下決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）に対し、受給者証を交付しなければならない。

(支給量)

第6条 支給量は、1受給決定者あたり1ヶ月2日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合については、当該目的を達成するために必要な範囲において、その期間を延長することができるものとする。

(支給決定期間)

第7条 支給決定期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、前段の規定にかかわらず1年間とする。

(業務実施事業者)

第8条 本事業を実施することができる事業者は、次の各号における事項の全てに該当する事業者であって、小松島市との間で業務実施契約を締結した事業者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における短期入所事業若しくは通所事業の徳島県の事業所指定を取得していること。ただし、平成18年度においては、平成18年9月末現在に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第15条の適用を受けた指定障害福祉サービス事業所で、現に短期入所事業若しくは通所事業を実施している事業者においてはこの限りではない。

- (2) 事業所の形態が本事業単独型事業所ではなく、本体事業に付随していること。
- (3) 本事業実施のための必要なスペースを確保できていること。
- (4) 前号の規定によるスペースを基準に、小松島市が知的障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと判断した人員を利用定員としていること。

(本事業のサービス費用額の算定に係る基準)

第9条 費用額の算定に係る基準は、次のとおりとする。

サービスの類型	日中基本			日中重心医療機関		
	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超
基準額	1,500円	3,100円	4,700円	4,800円	9,700円	14,500円

(費用額の請求及び支払)

第10条 費用額の支払いは、償還払いとする。ただし、受給決定者が受領に関する委任状を市長に提出した場合は、本事業実施事業者（以下「実施事業者」という。）が代理して請求及び受領を行うことができるものとする。この場合において、利用者負担額は、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯（障害者は本人と配偶者、障害児は保護者を世帯の範囲とする。）の場合は無料、それ以外は1割負担とし、上限は定めないものとする。

2 実施事業者は、受給決定者から委任を受けた場合は、本事業によるサービスを提供した月の翌月10日までに、本事業によるサービス利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、定められた方法により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに支払うものとする。

(支給量の変更)

第11条 受給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、市長に対し、当該支給量の変更を申請することができる。

(支給決定の取消)

第12条 市長は、受給決定者が本事業によるサービス提供を受ける必要がなくなつたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

(利用方法)

第13条 利用者は、本事業によるサービス提供を受けるに当たっては、その都度実施事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

2 利用者は、本事業によるサービスを利用する場合に、実施事業者に対し、第10条第1項の規定による費用額若しくは利用者負担額を支払わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。